

20 分間の講義空き時間におこなった憲法の話

JSA 沖縄支部 大倉信彦

看護系の専門学校で非常勤講師をしている私は、専門学校の担当講義の中で生じた空き時間を使って、憲法について語ってみた。この専門学校では高卒以上の学生が学んでいる。

<導入>

参院選投票日直前の 5 月 19 日に、担当している専門基礎科目の終盤に、「今日は少し時間が余るので、社会人として有権者としてぜひ知っておいてもらいたい、日本国憲法の話をお願いします。」という前置きをして、約 15 分間、憲法の話をした。

<話しの内容>

次頁の資料の通り、次の 3 点をポイントにした。

1. 日本国憲法の三原則
2. 誰に向けられた法律か (99 条) = 立憲主義
3. 私たちは何もしなくても良いの? (12 条国民の不断の努力)

<学生の反応>

話しを終えるときに、成績には一切関係しないが、この憲法の話について興味を持てた人は、感想を書いて任意に提出してほしい旨を述べて、感想用紙を配布した。感想用紙回収率は約 90% (聴講者 124 名中 111 名 89.5%) であった。感想を読んで類型化して、感想の集計を試みた。多かった感想は以下の通りである (一人が重複して感想を述べているものもあるので、総計は提出者数を越えている)。

- | | |
|------------------------|-------------------|
| 1. “立憲主義を初めて理解した” | 43 名 (提出者の 38.7%) |
| 2. “選挙に行こうと思った” | 29 名 (提出者の 26.1%) |
| 3. “ニーメラー牧師の言葉が印象に残った” | 28 名 (提出者の 25.2%) |
| 4. “声を上げることが大切と思った” | 24 名 (提出者の 21.6%) |

<まとめ>

憲法の三原則は覚えている学生が多かったが、立憲主義 (憲法は国民が権力を縛る法律であること) を知らない学生が相当数存在することがわかった。立憲主義を機会あるごとに説明することが大切だと感じた。

次頁に学生に配布した資料を掲載する。

<学生に配布した資料>

ケンポーって何だばあ？ 2019.05.17

(何だばあ？とは、何なの？の沖縄若者言葉)

1. 覚えていますか？ 小・中学校で習った日本国憲法。

三原則

- ・ 基本的人権の尊重
- ・ 平和主義＝戦争放棄
- ・ 国民主権

☆ 最高法規 98条を見てみましょう⇒憲法（三原則）に反する法律は無効

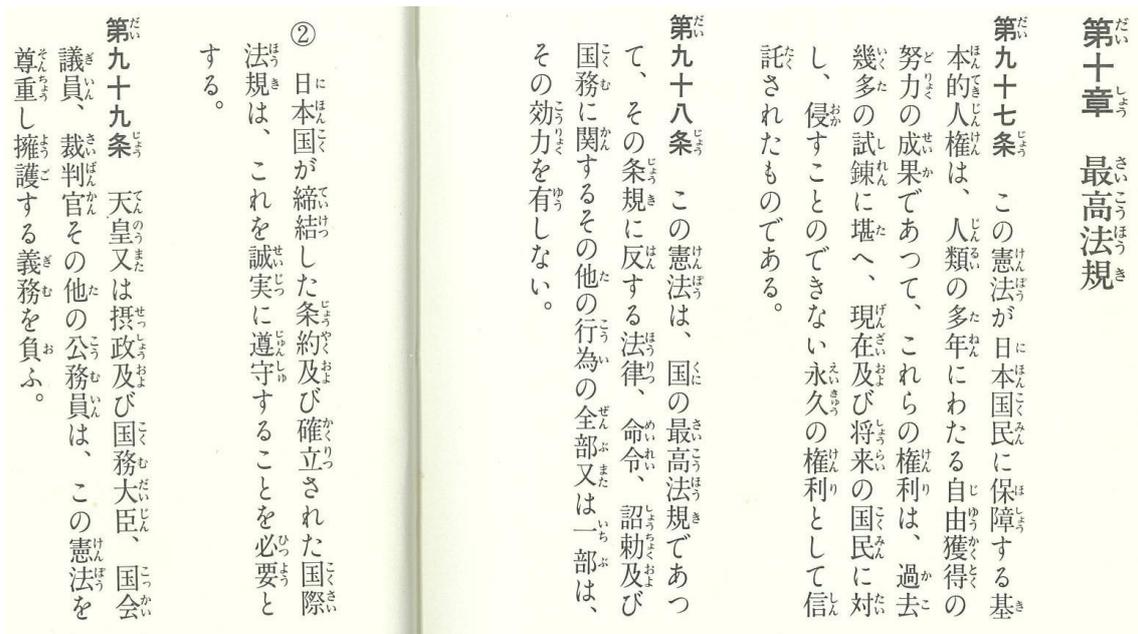
2. 憲法は誰に向けられている？

例えば刑法→国民に向けられている

罪を犯したとされる国民は、裁判を受けて刑法に従って罰せられる

憲法は誰に向けられている？

99条を見てみましょう。憲法を守らなければならない人々は誰。私たち？



憲法とは、私たちから国の権力（行政、立法、司法）に向けられた命令書。権力の暴走を止めるブレーキです。これを立憲主義と言います。

3. 私たちは何もしなくて良いのでしょうか？

第三章 国民の権利及び義務

第十条 日本国民たる要件は、法律でこれを定める。

第十一条 国民は、すべての基本的人権の享有

を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

第十二条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

12条(前半)を見てみましょう。不断の努力について。

マルティン・ニーメラー牧師の言葉

ナチスが最初共産主義者を攻撃したとき、私は声をあげなかった 私は共産主義者ではなかったから

社会民主主義者が牢獄に入れられたとき、私は声をあげなかった 私は社会民主主義ではなかったから

彼らが労働組合員たちを攻撃したとき、私は声をあげなかった 私は労働組合員ではなかったから

そして、彼らが私を攻撃したとき 私のために声をあげる者は、誰一人残っていなかった

私たち（国民）が声をあげる努力しないと、基本的人権はたちまち失われてしまいます。

まずは、憲法に関心を持ちましょう。そして、国の権力が憲法違反をしていることに気付いたら、声をあげましょう。声を上げている人を応援しましょう、それぞれの場所でできることを。これが不断の努力だと思います。

<今日のお話しのまとめ>

1. 憲法の三原則：基本的人権の尊重・戦争放棄・国民主権
2. 憲法は誰に向けられた法律か：権力の暴走を止めるブレーキ ⇒ 立憲主義
3. 私たちの不断(普段)の努力が大切